（単位：千円）

都道府県名	共済目的	15	16	17	18	19
岡　山	水稲	358,754	585,122	204,804	73,374	77,282
	麦	17,555	11,253	86,293	25,939	3,114
	ばれいしょ	941	1,273	471	775	6,168
	大豆	27,803	105,326	58,220	23,110	54,928
	ぶどう	6,179	13,180	21,592	5,132	6,234
	も も	718	1,447	2,130	6,511	2,525
広　島	水稲	129,668	401,877	77,879	92,619	64,968
	麦	1,228	425	469	1,029	262
	大豆	4,394	8,239	6,191	4,229	1,731
	うんしゅうみかん	32,449	44,688	4,503	6,248	155
	いよかん	0	30	0	0	0
	指定かんきつ	3,812	8,053	2,144	144	0
	りんご	207	102,645	1,291	20	2,063
	ぶどう	3,853	233	272	221	660
	な し	3,241	65,500	844	21,832	107
山　口	水稲	266,691	1,642,892	71,565	752,495	126,611
	麦	44,024	29,715	7,429	21,539	846
	大豆	10,568	47,369	5,619	12,750	3,349
	茶	0	10	416	330	659
	うんしゅうみかん	821	5,954	390	1,741	0
徳　島	水稲	243,317	181,137	57,474	110,142	46,035
	麦	1,355	1,407	3,175	557	632
	大豆	1,011	2,305	499	426	749
	うんしゅうみかん	1,979	21,803	3,574	15,054	2,181
	指定かんきつ	103	2,507	10,084	2,979	0
	な し	1,170	3,743	355	0	0
	く り	62	51	−	−	−
	う め	1,755	255	1,944	293	223
香　川	水稲	193,708	739,344	214,688	156,703	72,881
	麦	86,932	80,054	117,333	73,082	19,213
	大豆	4,914	11,481	3,204	3,008	6,562
	茶	1,619	2,357	1,756	4,035	2,042
	うんしゅうみかん	47,271	74,276	24,489	42,072	17,881
	いよかん	929	609	575	714	552
	指定かんきつ	1,685	2,232	1,754	2,300	2,121
	ぶどう	30,597	22,028	17,972	12,564	12,305
	な し	9,642	10,030	18,438	2,273	2,455
	も も	24,009	16,801	25,863	14,752	11,075
	か き	6,426	9,934	3,382	5,346	6,504
	く り	198	421	339	73	92
愛　媛	水稲	69,045	710,809	119,035	88,364	88,893
	麦	78,376	47,472	76,244	37,652	4,582
	大豆	16,314	27,360	7,981	3,337	5,178
	茶	845	3,314	392	521	1,116
	うんしゅうみかん	1,345,002	452,165	429,880	307,372	2,872
	なつみかん	20,892	17,318	25,007	11,123	0
	いよかん	352,368	307,168	280,292	219,268	0
	指定かんきつ	71,872	81,037	112,260	70,036	0
	ぶどう	5,906	11,314	5,885	9,172	6,951
	も も	−	−	−	711	825
	び わ	4,365	9,047	1,657	5,393	342
	か き	16,576	17,658	10,172	50,597	8,464
	く り	10,679	21,245	8,536	4,492	6,157
	キウイフルーツ	13,623	34,524	26,480	18,010	0
高　知	水稲	136,755	216,471	41,241	53,159	123,378
	茶	1,076	1,618	893	2,118	2,712
	うんしゅうみかん	4,467	6,076	7,879	5,500	4,254
	指定かんきつ	17,917	6,461	5,803	6,007	−
福　岡	水稲	104,928	3,104,870	394,361	3,269,521	304,383
	麦	731,891	104,711	156,783	178,664	30,334
	大豆	450,944	1,177,270	60,632	593,036	124,499
	うんしゅうみかん	−	−	−	−	360
	ぶどう	9,365	12,561	3,792	4,582	3,629
	な し	13,385	67,871	9,218	32,315	16,085
	か き	2,605	64,944	3,278	66,659	18,154
	キウイフルーツ	1,491	2,214	4,116	5,715	0
佐　賀	水稲	169,577	4,357,393	603,264	9,125,464	223,007
	麦	1,301,270	69,660	135,370	337,716	45,911
	大豆	568,620	914,164	111,704	596,116	59,958
	うんしゅうみかん	33,270	30,955	7,996	32,575	4,670
	な し	40,410	25,354	12,212	35,194	9,607

（単位：千円）

都道府県名	共済目的	15	16	17	18	19
長　崎	水稲	177,866	765,649	308,484	2,418,237	172,424
	麦	49,538	16,787	12,956	18,839	2,042
	ばれいしょ	19,709	23,335	16,255	14,119	12,717
	大豆	31,660	25,771	9,458	23,203	3,951
	うんしゅうみかん	17,731	22,573	10,104	61,822	4,776
	なし	7,761	12,907	4,385	5,755	7,059
	びわ	39	2,037	2,100	1,182	2,977
熊　本	水稲	430,008	4,047,157	554,263	891,118	229,521
	陸稲	268	1,470	555	284	158
	麦	159,438	45,383	89,066	84,159	24,766
	ばれいしょ	10,976	2,547	325	1,467	3,597
	大豆	49,496	267,632	99,428	63,148	24,728
	うんしゅうみかん	732,424	212,039	215,625	101,945	1,660
	なつみかん	64,611	13,114	41,659	12,658	0
	指定かんきつ	171,350	134,468	158,548	321,815	0
	なし	33,246	137,231	4,478	4,984	13,571
	くり	5,867	37,399	43,682	2,396	2,022
大　分	水稲	107,372	2,462,751	494,761	959,212	323,042
	陸稲	29	－	－	－	－
	麦	192,678	135,371	82,691	112,462	13,313
	大豆	100,057	273,229	113,961	160,392	46,469
	スイートコーン	17,222	826	1,708	5,347	7,937
	うんしゅうみかん	824	5,406	3,023	82	78
	なつみかん	44	0	0	0	0
	指定かんきつ	609	1,520	1,294	1,013	503
	ぶどう	19,974	12,830	6,058	13,812	6,334
	なし	28,952	191,238	83,237	81,553	43,105
	くり	1,215	5,373	3,610	180	551
	キウイフルーツ	219	2,965	723	283	272
宮　崎	水稲	39,596	627,967	352,782	100,351	1,022,078
	麦	114	125	18	181	292
	ばれいしょ	－	－	－	－	474
	大豆	8,215	51,527	35,580	9,523	1,175
	スイートコーン	－	－	－	3,952	1,717
	茶	864	173	7,328	14,569	5,037
	うんしゅうみかん	20,108	46,740	39,945	41,764	14,371
	指定かんきつ	5,790	3,336	735	3,600	0
	くり	7,908	19,189	31,311	2,508	4,013
鹿児島	水稲	58,424	821,087	298,689	352,569	181,421
	麦	18,200	1,390	6,159	1,226	154
	ばれいしょ	18,869	11,450	13,247	12,437	7,043
	大豆	10,666	43,868	13,636	7,295	417
	さとうきび	281,624	475,010	107,579	57,716	9,110
	うんしゅうみかん	2,200	6,508	2,311	2,980	677
	指定かんきつ	6,571	14,300	20,441	5,095	2,817
	すもも	401	1,887	4,910	259	2,517
沖　縄	水稲	6,907	29,232	5,159	8,392	22,064
	さとうきび	161,831	473,984	369,031	151,343	47,721
	パインアップル	286	381	268	0	0

※支払共済金は年産。
※「0」は引受はあるが、共済金支払のないもの、「－」は引受がないことを指す。
（注）平成19年産の以下の数値については、未確定。
収穫共済：静岡県のうんしゅうみかん、和歌山県のうんしゅうみかん、いよかん、指定かんきつ、キウイフルーツ、広島県のうんしゅうみかん、いよかん、指定かんきつ、徳島県の指定かんきつ、愛媛県のうんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、キウイフルーツ、福岡県のキウイフルーツ、長崎県のうんしゅうみかん、熊本県のうんしゅうみかん、なつみかん、指定かんきつ、宮崎県の指定かんきつ、沖縄県のパインアップル

12.　国際競争力のある品種開発の促進、公的機関の保有する育成者権の民間移転について

(1)　規制改革推進のための第2次答申において、「農林水産省では、プロジェクト研究や競争的研究資金制度を設け、公募により公的資金を活用して品種開発などの研究開発を実施しており、民間企業も同じ条件における競争の下で、これら公的資金を活用できるようにしている。しかし、特に水稲、麦類、大豆などにおいては、品種開発能力において、公的機関と民間企業との間に大きな差があるのが現状である一方、民間企業は、日々変化するマーケットニーズ等の情報収集能力やマーケット動向への対応について優れている面もある。この現状を踏まえ、マーケットニーズを反映した品種開発を推進するとともに、民間企業の品種開発能力の向上を図るためには、公的機関の持つ品種開発能力を、効果的に民間企業の品種開発への取組につなげていくことも重要である。したがって、品種開発を行う、または、品種開発に意欲のある民間企業が参入しやすくなるよう、一層の情報提供に努め、活用の促進を図るなど支援を推進すべきである。」【平成20年中措置】とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。

（回答）

農業・食品産業技術総合研究機構においては、新しく開発した品種や系統の遺伝特性、DNA マーカーなどの遺伝子情報などをパンフレットやホームページで公開し、情報提供を行っている。

現在、水稲、麦類、大豆などの品種情報の提供について、より一層の情報内容の充実を図るべく検討しているところである。

(2)　**規制改革推進のための第2次答申において、**「現在、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行う品種開発に関する業務（業務の一部を含む）について、さらなる民間委託や民間開放の可能性を検討し、結論を得るべきである。」【平成20年中措置】**とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。**

（回答）

これまで、国の委託（委託先には民間、大学を含む）により育成した品種については、国に命名権があり、系統の固定後に行う数年間の栽培試験により特性を見極めた後に、国が命名を行い、その後、育成者が品種登録の出願を行っていた。そのため、育成者が早期に品種登録を行うことが出来なかったことから、命名権を国から育成者に委譲し、育成者が早期に品種登録に出願できるよう、本年１月に制度改正を行った。

これにより、品種に関する情報を民間が早期に得られるようになるとともに、民間の実需者が品種の実証試験等での評価に参画しやすくしたところである。

また、産学官のより一層の連携を図るため、品種開発にかかる共同研究等の調整の場を提供すること等についても、現在、検討しているところである。

(3)　公的機関（独立行政法人、地方公共団体）が保有する未登録及び未系統命名植物等の民間への有償移転は可能か否か、理由及び法的根拠を併せて教示願いたい。

（回答）

1．研究成果である育成系統の利用方針は、研究を実施した機関が考えることであり、地方公共団体の方針までしばることはできない。

2．農業・食品産業技術総合研究機構に限定してお答えすれば、開発した一部の系統について研究開発用として農林水産ジーンバンクを通じて実費相当で配布されているところである。

(4)　(3)については、農業経営における新たな品種を活用した商品開発を促進するためにも、民間への有償移転を可能とすべきと考えるが、見解を伺いたい。

（回答）

1．新たな品種を作出し、商品開発を促進することは産業競争力を高めるためにも有効であり、委員のご指摘は当方も同じ認識である。

2．新たな品種・商品の開発を目的として育成者権の利用を求めたい場合には、育成者権を有する公的研究機関に利用許諾を申し込むことによって（種苗が販売されている場合にはその種苗を購入して）利用が可能である。